公益財団法人和歌山県国際交流協会（共同発行：和歌山県国際交流センター）　VOL. 57

センター NEWS

Wakayama International Exchange Center News

２０２３年２月発行

目　　次

Ｐ２～３　和歌山県災害時避難所巡回訓練及び多言語支援センター設置運営訓練実施から
Ｐ４　和歌山県国際交流センターからの情報
Ｐ５　和歌山県内の国際交流活動ほか
Ｐ６　応援団通信
Ｐ７　ＪＩＣＡ和歌山デスクです
Ｐ８　WIXAS からのお知らせ
P9～12　! Hi Hai Xin Chào こんにちは！

（これらのページはやさしい日本語、英語、中国語、フィリピノ語、ベトナム語で表記しています。）

和歌山県国際交流センター

〒640-8319 和歌山市手平 2-1-2　和歌山ビッグ愛 8F　開館時間：水曜日・祝日・１２月２９日～１月３日を除く
毎日 10:00～18:30

Wakayama International Exchange Center

Business hours: 10:00 a.m.-6:30 p.m.　Closed: Wednesdays, national holidays,December 29 to January 3
Address：8th floor, Wakayama Big Ai Bldg.,2-1-2 Tebira, Wakayama City 640-8319

和歌山県災害時避難所巡回訓練及び和歌山県災害時多言語支援センター設置運営訓練（近畿地域国際化協会連絡協議会連携訓練）の実施

近年毎年のように起こる災害を踏まえ、災害時情報弱者になりやすい外国人を支援するための訓練として、和歌山県災害時避難所巡回訓練及び和歌山県災害時多言語支援センター設置運営訓練（近畿地域国際化協会連絡協議会連携訓練）を実施しました。

和歌山県内の現状として、外国人に関わることがほとんどなく、大規模災害時の外国人支援の内容をイメージするのが難しい市町村もあるために、避難所巡回訓練において具体的な外国人支援の内容を把握し、外国人被災者に対応できるよう訓練を和歌山市会場（和歌山ビッグ愛１階大ホール）と上富田町会場（上富田町文化会館２階小ホール）で１月１２日（木）午前１０時３０分から行い、８２名の参加がありました。

また、翌週の１月１９日（木）午後１時から和歌山県国際交流センターを会場に和歌山県災害時多言語支援センター設置運営訓練を行いました。大規模災害時の近畿地域国際化協会連絡協議会との遠隔通訳・翻訳サポートを円滑に行うことができるよう訓練を実施しました。

１月１２日（木）１０時３０分～１６時

●講演：一般財団法人熊本市国際交流振興事業団　八木浩光さん

熊本地震での外国人支援活動から見えてきたこと

～外国人被災者の課題、住民基本台帳を活用した安否確認、平時の災害に強い多文化共生地域づくりの事例～

●訓練導入講座：一般財団法人自治体国際化協会　地域国際化推進アドバイザー　松本義弘さん

避難所での外国人被災者対応の心得　～やさしい日本語の概要とアウトプット～

●避難所巡回訓練

①避難所巡回で避難所に行ったら「避難所管理責任者」にあいさつをする

②４人一組で被災者の方に笑顔であいさつ

③避難所巡回レポート、個人カルテを使って聴き取り・記録

④多言語指差ボードと避難者登録カードで確認
外国語が必要な被災者には災害時多言語支援センターにつないで通訳を依頼

１月１９日（木）１３時～１６時

●講演：和歌山県国際交流センター元外国人生活相談室長　城山雅宏さん

災害時の外国人支援に活かせる連携の在り方について　～和歌山県の事例から～

災害時における地域国際交流協会との連携事例で、熊本地震時に熊本市国際交流振興事業団が多言語支援センターを運営した際、自治体国際化協会、NPO 法人多文化共生マネージャー全国協議会、九州、四国地区地域国際化協会との協力のもと運営を行ったことなどをお話いただいた。

●災害時多言語支援センター設置運営訓練（近畿ブロック連携訓練）

相談班と情報班に分かれて演習。Outlook 及び OneDrive を使用して和歌山県災害時多言語支援センター設置運営マニュアルの実証訓練を行った。

〈相談班〉

災害時多言語支援センターに来られた外国人被災者の相談を受けたが、相談についてはセンターで言語対応ができないという設定で、スペイン語は滋賀県国際協会に、英語は神戸国際コミュニティセンターに、中国語は奈良県外国人支援センターに、そしてベトナム語は大阪国際交流センターに通訳をオンラインで依頼し、相談内容を聞き取った。この訓練の際、OneDrive で外国人相談処理カードや相談対応状況一覧表を作成したが、OneDrive の作業に悪戦苦闘した。

訓練後、参加者からは日頃から OneDrive を使用することが重要であると感じたとの意見が多かった。

〈情報班〉

和歌山県災害対策本部等から届いた情報を、翻訳用原稿に編集し、翻訳用日本語原稿を作成した。加えて、英語、中国語、フィリピノ語、ベトナム語については近畿地域国際化協会に翻訳を依頼し、作成した。

訓練が始まりパソコンを wi-fi とプリンターに繋ぐところからトラブルが発生し、作業に入るのに時間がかかった。

訓練後は、パソコンと wi-fi とプリンターの設定など、日頃から理解しておかなければすぐに作業に入れないということを実感した。訓練の重要性を認識でき、日頃から災害時を意識していかなければいざという時スムーズに行動するのは難しいという意見があった。

★和歌山県国際交流センターボランティア随時募集！

和歌山県国際交流センターでは、私たちと一緒に活動してくれるボランティアを随時募集しています。
ご関心のある方は、和歌山県国際交流センターまでお問い合わせください。

◇和歌山県国際交流センター　　https:// wak-kokusai.jp

●ボランティアとしての応募条件について

①１８歳以上で自発的に責任をもって行動できる方
②活動中に知りえた秘密・情報を守れる方
③和歌山県内に在住、または通勤・通学している方
④登録期間中、センターとＥメール等で円滑に連絡が取れる方
⑤センターが実施する説明会及び研修会に参加できる方
⑥他のボランティアの方と協力して活動ができる方
　センターと協働し、ボランティア活動をしていただける方

●ボランティアの種類

①翻訳・通訳　②ホームステイ　③文化紹介　④日本語　⑤情報収集提供

★イベントインフォメーション

和歌山県国際交流センターで開催されるイベントを紹介します。

・日本語クラス

おはようクラス（入門・初級～中級）：金曜日　10:30～12:00
いっしょにほんご(ゼロ初級～初級Ⅰ,初級Ⅱ～中級、JLPT クラス）日曜日　午後
もっと日本語（初級クラス、中級クラス）　日曜日　10:30～12:00
わがっこ（こども）土曜日 13:00～16:00 （オンラインでも学習できます）
＊希望者の方はセンターまでお問い合わせください。

・和歌山県国際交流センターボランティア　オンライン研修会

外国人の目線を活かした観光地づくり・観光情報の発信～田辺市熊野ツーリズムビュローの取り組み～
日時：３月４日（土）１３：３０～１５：００
講師：ブラッド　トウルさん　Brad Towle
（一般財団法人　田辺市熊野ツーリズム bureau マネージャー）
内容：和歌山県が世界に誇る世界遺産でありそして観光地である「熊野」の地域を外国人の目線で海外からのお客様を受け入れて観光地づくりに取り組みの実績を重ねてきたブラッド・トウル氏。その取り組みの基となった「外国人の目線」を皆様方にご案内します。
参加無料：定員３０名
申込方法：E-mail　naoko@wixas.or.jp
（接続状態にもよりますが、パソコン等の端末にカメラが付いていて、お顔を出してご参加いただけると幸いです。）

★ちょこっと！新着図書情報（下記の本は２月２５日から貸し出します）

アドベンチャーワールド
パンダをふやせ！
著　者　深光富士夫
発行所　株）佼成出版

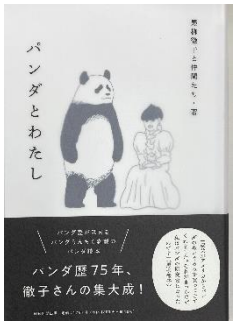

パンダとわたし
著　者　黒柳徹子と仲間たち
発行所　朝日新聞出版

パンダ
なりきりたいそう
作　　いりやま　さとし
発行所　株）講談社

★つれもていこら和歌山！

このコーナーでは、和歌山県内の外国につながる料理店を紹介していきます。

Jap Fino（和歌山市美園町５丁目９－１）

今回は和歌山市内にあるフィリピン料理店へ。
お店に入ればオーナーのナンシーさんが笑顔で迎えてくれました。
フィリピン料理で人気のある「アドボ」と優しい味のスープ「ティノラマノック」、かぼちゃとココナッツミルクの味が病みつきなる「ギナタアンカラバーサ」をいただきました。
★フィリピノ語で「こんにちは」は「マガンダン　ハポン」、「ありがとう」は「サラマット」です。

和歌山県内の国際交流活動

「移民の父」松原安太郎顕彰シンポジュームパネリストと関係者　（田辺市文化交流センター「たなべる」）

和歌山県中南米交流協会

「 日系人との交流を通して中南米との絆を育んでいます 」

2008 年、中南米の和歌山県人会や日系人との交流を主目的として設立しました。県出身移住者子弟や中南米の若者のホームステイ受入と地域の若者との交流機会の提供、中南米事情や移住の歴史などの紹介（学校への出前授業、講演会・シンポジウム・パネル展）、スペイン語及びポルトガル語講座、ブラジル国花・イペーの植樹、会報（年 4 回）の発行などの活動を行っています。昨年、「ブラジル移民の父・松原安太郎顕彰事業」の一環として実施したシンポジウムにおいて、地域の高校生、大学生とブラジルの日系子弟との交流の成果を発表。「県人会活動の担い手」として、次世代につなげていく一つのモデルケースを示して、多くの方々の共感を得ました。

ブラジル国花・イペーの植樹（松原安太郎の母校・岩代小学校）

「移民の父」松原安太郎顕彰巡回パネル展（田辺市文化交流センター）

和歌山県庁からのメッセージ

和歌山県と在外県人会との繋がり

～オンライン交流事業 わかやま国際ネットワークについて～

和歌山県では、令和５年（2023 年）に開催を予定している「第２回和歌山県人会世界大会」に向け、県内小中学生及び高校生と、南北アメリカ大陸にある在外和歌山県人会員とのオンライン交流事業「わかやま国際ネットワーク」を実施しています。

令和３年度～令和４年度にかけて、県内 17 校 約 1800 人と７つの県人会が交流会に参加し、参加校による学校紹介や地元紹介、移民に関する学習発表、県人会員が撮影した動画によるバーチャルホームステイ体験などを通して交流を深めました。

県内青少年と在外県人会の交流機会を創出することで、県内青少年の移民史や異文化への理解を深めるとともに、県人会が今後も継続・発展していくための契機としたいと考えています。

オンラインによる交流会の様子　お互いの自己紹介や、文化紹介など

応援団通信

https://www.wakajicavo.com

●JICA 海外協力隊が和歌山県を表敬訪問

令和４年度３次隊 JICA 海外協力隊は、１月１６日（月）午後３時から和歌山県庁本館３階特別室にて下副知事を表敬訪問しました。

訪問したのはシニア海外協力隊の松下精二隊員、青年海外協力隊の田辺悠遥隊員の２名です。
そして、わかやまＪＩＣＡボランティア応援団の樫畑会長、築野元則会員、北山徹事務局長、ＪＩＣＡ関西からは木村出所長、江川雅美国際協力員、そして公益社団法人青年海外協力協会 JOＣＡ大阪の津田かおりさんが随行しました。

松下隊員の派遣される国はキューバです。今度の派遣が２度目となります。

松下隊員は任地国が異なるために言語習得で苦労していますが、今回で活動が最後になるので悔いのないように活動したいと話されていました。

田辺隊員の派遣される国はエジプトです。小学生の時の社会科授業で途上国に関心を持ち、その後、友人が青年海外協力隊に派遣されたのをきっかけに応募しました。田辺さんは現地の人の目線で活動していきたいと話していました。

また、国際協力推進員（和歌山県担当）として活動されていた原奈央隊員がこの２月から３月末までサモアに再派遣されることになりました。

原隊員は２０１８年にサモアに派遣され、２０２０年に任期途中でコロナ禍の中帰国していました。今回の派遣は２か月となります。帰国後は和歌山県職員として活躍したいと話していました。

下副知事からは各自が派遣国で十分な活動していけだけることを心強く思うということや JICA 海外協力隊の方々の元気を地域に還元してほしいというお言葉をいただきました。

３名の隊員は２月初旬に出発し、任地国で活動することとなります。

●ガンバッテまーす！

障害児者支援で配属されている髙根　碧です。
もともと、和歌山の特別支援学校で中高生に英語を教えています。

現在はラオスの首都にある障害者職業訓練校で、２０歳から２５歳の身体障がいのある生徒たちに英語指導を行っています。
生徒たちはラオス全土から集まっているため、英語の授業を受けた経験の有無も様々です。
英語が苦手な生徒が多い中で、ゲームや活動を通して、楽しみながら学べる授業作りを心がけています。
ラオスの人たちはみなさんとても優しく親切です。新型コロナウィルスの影響で学校が閉鎖されていたため、まだ活動が始まって１か月ですが、活動で現地の人たちに恩返しができるように頑張っていきます！

Hello,　JICA 和歌山デスクです

～国際協力機構（JICA）国際協力推進員からのお知らせ～

JICA 海外協力隊 派遣状況

◆現在、各国での隊員の任地の状況などを踏まえ、国別・案件別に渡航再開の是非を検討しています。

◆日本全国から 60 カ国へ 729 名の方を派遣中です。

◆和歌山県からは 10 名の方が活動中です。
（12 月 1 日現在）

つくってみた！ 世界のどローカルごはんを人気動画クリエイターが再現

現在、10 か国のレシピが人気動画クリエイターによって再現されております！
（11 月 11 日現在）

ぜひ実際におうちでも作ってみてくださいね♪

◆和歌山デスクの推進員の交代

後任：塩見　善則

この度、JICA 和歌山デスクの原奈央の後任として赴任いたしました。出身は新宮市で、教職を経て定年後 JICA ボランティアとしてザンビアに 2 年ほど派遣されました。赴任先は、教育学部のある短期大学で、教員をめざす生徒たちに教授法やデータ処理等を教えておりました。ザンビアは若い力みなぎる国で、私は元気をいただいて帰国した次第です。これから、和歌山の国際交流推進に尽力致しますのでよろしくお願いいたします。

◆ワン・ワールド・フェスティバル開催

西日本で最大規模の国際協力事業イベント実施報告

2 月 4 日（土）5 日（日）、大阪市の北区民センター等の会場にて、60 以上の国際協力団体・組織が参集し、「共に生きる世界をつくるために一人ひとりができること」というテーマのもと、国際協力が開催されました（オンラインとのハイブリッド開催）。これは、環境破壊、難民、貧困等の課題を知り、市民一人ひとりに自分のできることから行動していただきたいという思いで始まり、今回第 30 回を迎えました。当日は、多くの皆さんが来場され、JICA の「SDGs クイズ」にも 500 名近い方が挑戦され、また資料を手にされていました。JICA 和歌山デスクにおきましても、多くの資料をそろえて、皆様の活動のサポートしております。

お問合せ先　担当：塩見　善則（SHIOMI　YOSHINORI）

✉　jicadpd-desk-wakayamaken@jica.go.jp
ホームページ：https://www.jica.go.jp/kansai/index.html
FaceBook：https://www.facebook.com/jica.wakayamadesk/

ＷＩＸＡＳからのお知らせ

南海スチール株式会社
和歌山市雑賀崎 2017 番地の６

株式会社南北
（Namboku.co.,ltd.）
和歌山市関戸 5-7-6

桝谷精工株式会社
和歌山市川辺４１６番地の１

株式会社インテリックス
和歌山市里 174-1

株式会社春風会
和歌山市和歌浦中１丁目１番 15 号

協和プレス工業株式会社
紀の川市長田中 345 番地７

◉公益財団法人和歌山県国際交流協会（WIXAS）は 賛助会員　を募集しています。

和歌山県内の各分野での国際交流活動、国際相互理解及び国際協力を促進するとともに、在住外国人への支援を推進しています。ことば、民族、国境を越えて誰にでも開かれた地域社会づくりを図り、ひいては国際社会の平和と発展に寄与することを目的に活動しています。ぜひ当協会の活動にご賛同ください。

≪賛助会員≫会費　個人 3,000 円／年、団体 10,000 円／年、法人 30,000 円／年

★特　典★：○当協会主催等のセミナーや研修会に優先的にご参加いただけます。

○センターニュースへの広告記載無料

（内容については「和歌山県国際交流協会広告掲載要項」に基づき要相談）

○セミナーや研修会情報誌の DM

やさしい日本語は日本に暮らす外国人だけでなく、子どもや高齢者にとってもわかりやすい日本語になってきています。

この「やさしい日本語」は歴史的には日が浅く、まだまだ学習する必要があります。

《やさしい日本語の歴史》

やさしい日本語の歴史は、1995 年の阪神・淡路大震災に遡ります。この震災のとき、日本人の死傷者は約１％でしたが、外国人の死傷者は２％以上でした。これ以降、外国人に対しても迅速に災害などの情報伝達を行う手段として取組が始まり、その後、新潟県中越地震(2004 年)や東日本大震災(2011 年)を経て、災害時のやさしい日本語での発信の取組が全国に広がりました。一方、平時のやさしい日本語での情報発信も、2000 年代に入ってから、地方公共団体や国際交流協会で始まっています。近年では、外国人観光客とのコミュニケーションや、外国人住民と日本人住民の交流を促進する手段としてやさしい日本語を活用した取組も進んでいます。

このようにやさしい日本語は多方面で期待されていますが、やさしい日本語の有用性はまだ多くの人に知られていません。熊本地震(2016 年)のときには、避難所で外国人と日本人がコミュニケーションをとることができず、お互いに距離を置いていたという事例がありました。この原因の１つとして、報道では、外国人がやさしい日本語であればコミュニケーションがとれることを日本人が認識していなかったことが指摘されています。

出典：出入国在留管理庁・文化庁発行
在留外国人のためのやさしい日本語ガイドライン　２０２０年８月

！Hi　Hai　Xin Chào こんにちは！

和歌山県に住む外国人の方へ

★税金について

日本で働いている人、住んでいる人、買い物した人などは国や県・市などに税金をはらいます。
税金でわからない時は和歌山税務署）や住んでいるまちの役所（市役所、役場）に相談してください。

★所得税について

はらい方①　毎月、会社などがはらいます。（源泉徴収されている場合）

所得税をいくらはらうかは、１月１日から１２月３１日までの１年にもらった給料などで決まります。
はらい方は、会社が毎月のお給料から所得税をひいて、その金額を税務署にはらいます。
このはらい方を「源泉徴収」といいます。
１２月に１月から１１月にはらった税金が多かったり少なかったりしていないか計算します。
これを年末調整といいます。
この年末調整した時に会社から「給与所得の源泉徴収票」をもらいます。

はらい方②　自分で計算して所得税をはらいます。（確定申告する場合）

２つ以上の会社などで働いていたりして年末調整していない人、給料のほかに２０万以上もらった人は自分で税務署に書類をだします。このはらい方を「確定申告」といいます。
確定申告は働いた年の次の年の２月１６日から３月１５日の間に和歌山税務署に書類をだします。
そしてコンビニや銀行、郵便局から支払いをします。

●年末調整・確定申告するときに会社や税務署に提出すると税金の控除が受けられます。

- 家族の中に給料が少ない妻や夫、１６歳以上の子ども、年をとった父や母などがいる人
- 自分や家族の健康保険、国民年金、厚生年金などのお金をはらった人
- いろいろな保険（生命保険、介護医療保険など）のお金をはらった人
- 自分や家族の病気やけが、出産で１２月３１日までの１年に１０万円以上はらった人

また、日本と「租税条約」という約束をしている国の人も税金が少なくなることがあります。
会社などに相談してください。

参考：出入国在留管理庁　外国人生活支援ポータルサイト（やさしい日本語にほんご）

外国人向け確定申告書等作成コーナー入力マニュアル（簡易版）（英語、中国語（簡・繁）、ベトナム語、ポルトガル語）
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2021/foreigner/index.htm

---

致居住在和歌山的外国朋友们

★关于税金
在日本工作、生活或购物的人等都会向国家和都道府县等缴纳税金。
如果您对税金不了解，请向和歌山税务局或您居住地的政府机关（市役所，町役所等）咨询。
★　关于所得税
缴纳方法①按月，在公司等支付　。（有源泉扣缴的场合）
所得税由 1 月 1 日至 12 月 31 日所领取的薪水数额等决定。
付税的方式是公司从你每个月的工资中扣除所得税，并交到税务局。这种支付方式被称为「源泉徵收」（源泉扣缴）。在 12 月，计算从 1 月到 11 月所交的税金额是否正确。
这称为年终调整。
年末调整后，公司会给您「工资所得源泉徵收票」。

缴纳方法②自己计算并支付所得税。 （所得税申报的场合）
在两家以上的公司等工作，且未进行年终调整，或除工资外还有 20 万以上收入的人，
自行将资料提交给税务局。这种方式称为“所得税申报（確定申告）”。
所得税申报，需在工作那一年的第二年的 2 月 16 日至 3 月 15 日期间，将有关资料提交给和歌山税署。然后，在便利店、银行或邮局支付税金。
●在公司或税务局实行年末调整，所得税申报的话，以下的情况可以得到免税。
・家庭中有工资低的妻子或丈夫，16 岁以上的孩子，年迈的父母等
・为自己和家人支付健康保险、国民年金、厚生年金等的人
・购买了各种保险（人寿保险、护理医疗保险等）的人
・由于自己或家人的疾病或受伤，分娩，至 12 月 31 日的一年里支付了 10 万日元以上的人
另外，与日本签订“税收条约”的国家的人，需要纳税的金额也可以减少。
具体请向所属公司咨询。
参考：出入国在留管理厅 外国人生活支援门户网站（简单日语）
外国人確定申告（所得税申报）制作法指南（简易版）（英语、中文（简体/繁体）、越南语、葡萄牙语）
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2021/ foreigner /index.htm

For foreign residents in Wakayama Prefecture

★About taxes

People who work, live, and shop in Japan pay taxes to the national, prefectural, and city governments. If you have any questions about taxes, please consult with the Wakayama Tax Office or your municipal office (city hall or town hall).

★About income taxes

Method of payment① Monthly payment is made by the company, etc. (If taxes are withheld at the source)

How much income tax you pay is determined by the salary you received during the year from January 1 to December 31 and other factors.

The way to pay is for the company to deduct income tax from your monthly salary and pay that amount to the tax office. This method of payment is called “withholding tax”. In December, the company calculates whether the taxes paid from January to November were more or less than the amount paid. This is called year-end adjustment.

When the year-end adjustment is made, the company will provide you with a “Withholding Slip for Salary Income”

Method of payment② You can calculate and pay income tax by yourself. (If you are filing an income tax return)

Those who work for two or more companies, etc., and have not had year-end adjustments made or those who received more than 200,000 yen in addition to their salary, submit the documents to the tax office themselves.

This method of payment is called “kakutei shinkoku” “income tax return”.

Final income tax is filed at the Wakayama Tax Office from February 16 to March 15 of the year following the year you worked.

Payment is then made at a convenience store, bank, or post office.

●You can receive the deduction by submitting documents to the company when your company performs year-end adjustments or when you file an individual income at the Tax Office.

- A person whose family includes a wife or husband with a low salary, a child over the age 16, or an elderly father or mother.
- People who paid for their own or their family’s health insurance, national pension, employee’s pension, etc.
- People who paid for various types of insurance (life insurance, long-term care medical insurance, etc.)
- Those who paid more than 100,000 in a year until December 31 due to illness, injury, or childbirth of themselves or a family member.

In addition, people from countries that have a “tax treaty” agreement with Japan may also pay less tax.

Please consult with your company, etc.

For your information: Immigration Services Agency of Japan A DAILY LIFE SUPPORT PORTAL FOR FOREIGN NATIONALS

Input Manual for the Income Tax Return Preparation for Foreign Nationals (simplified version)

(English, Chinese (simplified and traditional), Vietnamese, Portuguese)

http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2021/foreigner/index.htm

Para sa mga residente ng Preperaktura ng Wakayama

Para sa mga dayuhan na residente ng Preperaktura ng Wakayama

★Tungkol sa buwis

Ang mga taong nagtatrabaho, mga nakatira, at mga namili sa Japan, ay magbabayad ng buwis sa bansa, preperaktura at lungsod.
Kung mayroom kang katanungan tungkol sa buwis, mangyaring kumunsulta sa Wakayama Tax Office o opisina ng gobyerno (city hall or town hall) kung saan ka nakatira.

★Tungkol sa buwis sa kita

Paraan ng pagbayad① Babayaran ng kumpanya bawat buwan. (Kung ang buwis ay inawas na sa iyong kita)
Kung magkano ang buwis sa kita na kailangan mong bayaran ay naaayon sa sahod na iyong natanggap sa buong taon mula Enero 1 hanggang Disyembre 31.
Para sa paraan ng pagbayad, ibabawas ng kumpanya ang buwis sa kita mula sa iyong buwanang suweldo at ibabayad ang halaga sa tanggapan ng buwis.
Ang paraan ng pagbabayad na ito ay tinatawag na ″gensen-choshu″(withholding).

Sa Disyembre, kakalkulahin kung ang buwis na nabayaran mo mula Enero hanggang Nobyembre ay sobra o kulang.
Ito ay tinatawag na year-end adjustment.
Sa oras na matapos ang year-end adjustment, makakatanggap ka ng ″withholding slip ng iyong kinita" mula sa kumpanya.
Paraan ng pagbayad② Kalkulahin ito at bayaran ang buwis sa kita. (Sa oras na nag-file ng income tax return)
Kung nagtatrabaho ka sa dalawa o higit pang kumpanya at hindi pa nakumpleto ang pagsasaayos ng buwis sa katapusan ng taon, o kung nakatanggap ka ng 200,000 yen o higit pa bilang karagdagan sa iyong sahod, dapat mong ipasa ang mga dokumento sa Tax Office mismo.
Ang prosesong ito ay tinatawag na ″kakutei shinkoku" (pag-file ng income tax return).
Ang pag-file ng income tax return ay dapat ipasa sa Wakayama Tax Office sa pagitan ng ika-16 ng Pebrero at ika-15 ng Marso ng taon kasunod ng taon kung kailan ka nagtrabaho.
Pagkatapos, maaari kang magbayad sa isang convenience store, bangko, o post office.

Sa oras ng year-end adjustment na ipinasa sa kumpanya at pag-file ng income tax return na ipinasa sa Tax Office, maaari kang makatanggap ng bawas sa buwis.
Yung mga may asawang mababa ang sahod, mga anak lampas 16 taong gulang, matandang ama at ina

Mga taong nagbayad para sa medical insurance, national pension, pensiyon ng mga empleyado, atbp. para sa kanilang sarili o sa kanilang mga pamilya
Isang tao na nagbayad para sa iba't ibang uri ng insurance (life insurance, long-term care insurance, atbp.)

Ang mga nakapagbayad ng 100,000 yen o higit pa sa isang taon hanggang Disyembre 31 dahil sa pagkakasakit, pinsala o panganganak ng sarili o mga kapamilya

Gayundin, ang mga tao mula sa mga bansang may ″tax treaty″ sa Japan ay maaaring magbayad ng mas kaunting buwis. Mangyaring kumunsulta sa iyong kumpanya.

Reference: Immigration Services Agency Foreign Residents Support Portal Site (Simpleng wikang Hapon)
Entry Manual para sa Pag-file ng Income Tax Return para sa mga Dayuhan (Simplified Version) (Ingles, Intsik (Simple/Tradisyonal), Vietnamese, Portuguese)
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2021/foreigner/index. htm

Dành cho người nước ngoài sống tại Tỉnh Wakayama

★ Thuế

Bất kỳ ai sống, làm việc, mua sắm tại Nhật thì phải trả một khoản thuế cho Thành Phố, Tỉnh và Nước Nhật.

Khi có thắc mắc liên quan đến thuế thì hãy liên hệ đến Cơ quan Thuế của Tỉnh Wakayama, Cơ quan hành chính nơi mình sinh sống (Văn phòng thành phố, Văn phòng khu vực) để được tư vấn.

★Thuế thu nhập cá nhân

Cách thức đóng thuế ① Mỗi tháng, Công ty sẽ đóng thay cho gười lao động. (Trường hợp khấu trừ thuế)

Số tiền phải đóng thuế được quy định dựa vào tiền lương của 1 năm được tính từ ngày 1 tháng 1 đến ngày 31 tháng 12.

Hình thức đóng, mỗi tháng Công ty sẽ khấu trừ vào tiền lương một khoản tiền, và khoản tiền này sẽ đóng cho cơ quan thuế (Đây được gọi là khấu trừ từ lương)

Vào tháng 12 sẽ tính xem số tiền thuế phải đóng từ tháng 1 đến tháng 11 quá nhiều hay quá ít. Việc này được gọi là điều chỉnh thuế cuối năm.

Điều chỉnh thuế cuối năm thì sẽ nhận từ Công ty "Phiếu khấu trừ thuế từ lương".

Cách thức đóng thuế ② Tự bản thân tính toán và đóng cho Cơ quan thuế (Trường hợp kê khai thuế)

Người làm việc từ 2 Công ty trở lên và không thực hiện điều chỉnh thuế cuối năm, ngoài lương thì số tiền khác là trên 20 man trở lên. Những đối tượng này tự nộp hồ sơ cho cơ quan thuế. Cách đóng thuế này được gọi là "Kê khai thuế".

Hồ sơ khai thuế phải được nộp cho Cơ quan thuế Tỉnh Wakayama trong khoảng từ 16 tháng 2 đến 15 tháng 3 của năm tiếp theo năm đang làm việc.

Và sau đó sẽ nộp thuế thông qua Bưu điện, Ngân hàng hoặc Cửa hàng tiện lợi.

● Khi điều chỉnh thuế cuối năm/ Khai thuế, khi nộp cho Công ty và Cơ quan thuế thì cũng có thể được đăng ký miễn giảm thuế

- Người mà thành viên trong gia đình, có vợ hoặc chồng lương thấp, con trên 16 tuổi, có cha mẹ già.
- Người phải trả cho bản thân hoặc thành viên trong gia đình những khoản như bảo hiểm y tế, lương hưu quốc gia, lương hưu phúc lợi V.v…
- Người phải trả những loại bảo hiểm khác (Bảo hiểm sinh mệnh, Bảo hiểm điều trị điều dưỡng V.v...)
- Người phải chi trả cho bản thân hoặc thành viên trong gia đình từ 10 man yên trở lên tính đến ngày 31 tháng 12 trong năm những khoản như đau ốm, thương tật hoặc sinh con.
- Thêm nữa, những công dân của các Quốc gia đã ký với Nhật Bản "Hiệp Ước Về Thuế" có thể đóng thuể ít hơn.Trong trường hợp này thì hãy trao đổi cụ thể với Công ty.

Tham khảo: Trang thông tin hỗ trợ đời sống cho người nước ngoài của Cục quản lý xuất nhập cảnh Nhật Bản (Tiếng Nhật dễ hiểu).

Góc hướng dẫn cho người nước ngoài các mẫu khai thuế cuối năm (Mẫu đơn giản) (Tiếng Anh, Tiếng Trung giản lược, Tiếng Việt, Tiếng Bồ Đào Nha)

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2021/foreigner/index.htm

---

外国人のための生活相談

◇相談日時

・日本語・英語
水曜日以外の毎日
１０時～１７時

・フィリピノ語・中国語
月・木・土曜日
１０時～１６時

・ベトナム語
木・日曜日
１０時～１６時

◇相談場所
和歌山県国際交流センター

TEL:073-435-5240

Consultation for Foreigners

◇Days and Time：

・Japanese, English
Everyday except
Wednesdays
10:00 a.m.~5:00 p.m.

・Filipino, Chinese
Mon, Thu, Sat
10:00 a.m.~4:00 p.m.

・Vietnamese
Thu, Sun
10:00 a.m.~4:00 p.m.

◇Place： Wakayama
International Exchange Center

TEL:073-435-5240

以外国人为对象的生活咨询

◇咨询日・咨询时间：

・日语，英语
每天（除了周三以外）
10 点 ~ 17 点

・菲律宾语，汉语
周一，周四， 周六
10 点 ~ 16 点

・越南语
周四，周日
10 点 ~ 16 点

◇咨询场所：和歌山县国际交流中心

TEL:073-435-5240

Konsultasyon para sa Dayuhan

◇Araw at oras:

・Hapon, Ingles
Araw-araw maliban tuwing ・Miyerkules
10:00 a.m.~5:00 p.m.

・Pilipino, Intsik
Lunes, Huwebes, Sabado
10:00 a.m.~4:00 p.m.

・Vietnamese
Huwebes, Linggo
10:00 a.m.~4:00 p.m.

◇Lugar : Wakayama
International Exchange Center

TEL:073-435-5240

Dành cho người nước ngoài
Tư vấn đề đời sống

◇Thời gian tư vấn:

・Tiếng Nhật, Anh
Các ngày trong tuần trừ ngày thứ tư
(Từ 10:00 am~5:00 pm).

・Tiếng Philippines, Trung
Thứ hai, năm và thứ bảy.
(Từ 10:00 am~4:00 pm).

・ Tiếng Việt
Thứ năm, chủ nhật.
(Từ 10:00 am~4:00 pm).

◇ Địa điểm: Trung tâm giao lưu quốc tế Tỉnh Wakayama.

TEL:073-435-5240

公益財団法人和歌山県国際交流協会
（共同発行：和歌山県国際交流センター）
☎：０７３-４３５－５２４０ FAX ： ０７３-４３５－５２４３
URL：（公財）和歌山県国際交流協会 http://www.wixas.or.jp/
和歌山県国際交流センター https:// wak-kokusai.jp